

三重県文化資産防災ネットワーク要綱

第1条 趣旨

台風や豪雨等の風水害や地震等の自然災害は、私たちの生活に被害をもたらすだけでなく、各地域で大切にされてきた文化財や歴史的・文化的資料（以下、「文化資産」という）にも甚大な被害を与える。

文化資産は、私たちのかけがえのない生活の証（あかし）であり、地域の発展に寄与するものである。これを守ることは、個人の生活だけではなく地域社会の絆をも守ることである。東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の復興に当たり、このような文化資産がいかに重要であるのか、私たちは身をもって経験してきている。

文化資産の防災や被災文化資産の救出に当たっては、これまでも関係する県の部局が独自に活動を行ってきたところであるが、昨今の災害は大規模化・激甚化していることを踏まえ、関係部局が密接に連携して取り組むことが必要である。

そこで、県内の文化資産の災害対策を連携して行うため、県立文化施設等を中心とした文化資産の防災ネットワークを構築する。

また、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、有事に迅速に文化資産の救出活動を行う体制を整備する。

第2条 組織の名称及び構成、体制

（名称）

- 1 上記の目的を達するため、「三重県文化資産防災ネットワーク本部（以下ネットワーク本部）」を設置する。

（構成組織）

- 2 ネットワーク本部を構成する組織は以下のとおりとする。なお、必要に応じ県の他の関係機関を含めることができる。
 - （1）環境生活部文化振興課
 - （2）教育委員会社会教育・文化財保護課
 - （3）三重県総合博物館
 - （4）三重県立美術館
 - （5）斎宮歴史博物館
 - （6）三重県立図書館
 - （7）三重県埋蔵文化財センター

（組織体制）

- 3 ネットワーク本部は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長には環境生活部文化振興課長、副本部長には教育委員会社会教育・文化財保護課長を充てる。
- 4 本部長は、ネットワーク本部に関する業務を統括し、ネットワーク本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時または本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 6 発災時においては、ネットワーク本部のうち、文化振興課、社会教育・文化財保護課が「三重県文化資産救援・支援対策本部」として情報収集・調整・救出活動等を行う。また、三重県危機管

理計画及び三重県地域防災計画に則り、本部長の判断をもって「三重県文化資産救援・支援現地対策部」を三重県総合博物館に設置し、情報収集・救出活動等を行う。

第4条 活動内容

(1) 文化資産の資料情報の調査・収集・整備

三重県の誇る豊かな文化資産を未来へと伝えていくために、情報のデータベース化等必要な情報を調査・収集、整備し、平時の防災対策にも貢献する。また、災害時に速やかに情報収集や救出ができるように、組織内での情報共有を行う。

(2) 災害時における情報収集・救出活動

三重県危機管理計画に則り、「三重県文化資産救援・支援対策本部」を立ち上げ、県内の文化資産にかかる被災情報等を収集する。また迅速に資料の被災状況の調査や救出活動を行うとともに、必要に応じ市町や所有者等関係者に対し指導・助言を行う。県内外からの救援が必要な場合は、関係機関へ要請し、救援に当たってはその調整を行う。

(3) 災害時における記録作成・収集・保管

災害時における記録を作成、収集し、保管することで、どのような活動が行われたか検証し、今後の適切な活動に活かす。

(4) 文化資産の防災・救援に関する人材育成及び普及・啓発

被災時の迅速かつ適切な救出のためには、平時から防災に関する知識を持ち、その重要性を理解することが大切である。文化資産の防災・救援に関する人材を育成し、広く県民の協力を得るため、様々な機会をとらえ普及・啓発を行う。

第5条 三重県文化資産防災ネットワーク会議

上記の活動について、協議・調整を行うため、ネットワーク本部に下部組織として担当者による三重県文化資産防災ネットワーク会議を置く。

(1) その構成員は第2条 構成組織に定める(1)～(7)の組織から各1名以上とする。また、必要に応じ他の職員の出席を求めることができる。

(2) 担当者会議は次条に定める事務局が召集する。

第6条 事務局

ネットワーク本部の事務局は、環境生活部文化振興課に置く。

第7条 その他

上記の活動を行うために、「三重県文化資産防災ネットワーク活動要項」を定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

三重県文化資産防災ネットワーク活動要項

1 趣旨

本要項は、三重県内の各地域で大切にされてきた文化資産を大災害時における滅失や損傷から守るため、三重県の文化関係組織・施設がそれぞれの専門性を活かし、連携協力して復旧の手助けに努め、さらに一連の活動を次世代の参考となるよう記録することを目的とした「三重県文化資産防災ネットワーク要綱（以下「要綱」という）」の活動内容について、その必要な事項を定めるものである。

2 救援・支援の対象

文化資産の救援・支援の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 文化財（指定未指定を問わない）
- (2) 地域資料
- (3) それらと関わりのある付属物等

3 優先順位

救援・支援を行う際の優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 指定文化財
- (2) 公共性の高い（公共施設所有又は一般に公開される機会の多い）文化財及び地域資料
- (3) その他の希少性の高い文化財及び地域資料
- (4) その他の県民所有の文化財

4 活動内容

要綱第4条で定める活動内容のうち、(1)・(4)は平時において行う主な活動とし、(2)・(3)は発災時において行う主な活動とする。主な活動の内容は以下のとおりとする。

(1) 平時の活動

① 文化資産情報の整備

- ・ 上記2で定めた対象の文化資産の資料情報や保管場所・保管状況を含む位置情報等を調査・収集し、集約する。
- ・ 被災時の避難場所や協力機関等の情報を収集する。
- ・ これらの情報を組織間において共有するとともに、ハザードマップ（津波・洪水・高潮・土砂災害等）と突合を行い、各文化資産の災害リスクを把握する。

② 資材の確保

被災調査、救援等に必要な資材の確保を行う。有効期限があるものに関しては随時更新をはかる。

③ 県民や関係者に向けた文化資産防災に関する普及・啓発活動

講座やパネル展などにより、日常的に「文化資産」を守ることについての重要性を呼びかけ、防災に関する普及・啓発活動を行う。

④ 人材育成

文化資産の防災・救援を担う人材を育成するため、机上訓練や各種研修を行う。

⑤ 県内外関係機関との連携

国（文化庁）、文化財防災センター、都道府県所管組織、県内市町村所管組織、その他関係機

関等と連携し、被災時においても適切な対応が取れるように連絡網等を整備する。

⑥ **要綱及び本活動要項等の見直し及び救援マニュアル等の整備**

被災時において、適切な救援が行えるよう、随時要綱・要項の見直しやマニュアルの整備を行う。

(2) **発災時の活動**

① **被災情報の収集・集約【第 1 フェーズ】**

- ・ 発災後、文化振興課、社会教育・文化財保護課が「三重県文化資産救援・支援対策本部（以下、本部）」として、各文化資産の被災状況の情報収集・集約を行う。
- ・ その他のネットワーク構成組織で収集した情報は速やかに本部へ集約し、指示・判断をおおぐ。
- ・ 集約した情報に基づき、救援・支援活動の必要性について検討を行う。（参考【別表被災レベル】）
- ・ 本部は、三重県危機管理計画及び三重県地域防災計画に則り、三重県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じ、国（文化庁）・文化財防災センター等関係機関へ連絡する。
- ・ 被災文化資産について組織的な救援・支援活動が必要と本部長が判断した場合は第 2 フェーズに移行する。

② **被災文化資産の救援【第 2 フェーズ】**

- ・ 本部長の判断をもって、組織的な救援・支援活動が必要となった場合、「三重県文化資産救援・支援現地対策部（以下、現地対策部）」を三重県総合博物館に設置する。
- ・ 本部は、救援・支援活動の窓口として被災文化資産が所在する市町所管部局と活動について調整するとともに、必要に応じ国（文化庁）、文化財防災センターと連携し、県外関係機関との調整を行う。
- ・ 現地対策部は、被災文化資産を所管する市町所管部局とともに、被災状況を確認する（被災状況調査）。必要に応じ、市町所管部局や所有者等へ専門的な見地からの助言を行う。
- ・ 被災状況調査の結果、本部・現地対策部において避難が必要と判断された場合、現地対策部は、被災文化資産が 2 次被害の及ばない安全な場所へ避難させるよう指示する。
- ・ 別表被災レベルにおいて、レベルⅣ以上の場合は、本部より国（文化庁）等へ支援要請を行う。国（文化庁）等の支援が得られた段階で、現地対策部は各支援団体と協力して被災状況調査・救援活動を行う。

③ **救援活動の記録・保管【第 3 フェーズ】**

被災の記録を後世に伝えることは、文化資産を後世に伝えることと同様に重要なことである。被災時の救援活動の検証を行い、適切な活動に活かしていくため、本部・現地対策部ともに活動等の記録を作成し、収集・保管する。

附 則 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 被災レベル

レベル	内容	イメージ
I	被災の規模や程度が小さく、被災者もしくは被災文化資産所在地の市町所管部局で対応が可能である。	被災文化資産数が概ね動産の場合 1 ～数点、不動産の場合 1 棟、かつ助言を行えば、所有者もしくは市町所管部局でレスキューが可能なもの
II	被災は単独の市町所管部局だが、被災の規模や程度等により、県での対応が必要である。	被災文化資産数が概ね動産の場合 1 ～数点、不動産の場合 1 ～数棟、かつ所有者・市町所管部局だけでは被災文化資産のレスキューが不可能なもの
III	被災が複数の市町所管部局に及び、県での対応が必要である。	被災文化資産数が概ね動産の場合 10 点未満、不動産の場合 10 棟未満、かつ所有者・市町所管部局だけでは被災文化資産のレスキューが不可能なもの
IV	被災が県内全域に及ぶ、もしくは範囲は狭いが被災程度がひどく、県だけでは対応が不可能である。	被災文化資産数が概ね動産の場合 10 点以上、不動産の場合 10 棟以上、かつ所有者、市町所管部局及び県では被災文化資産のレスキューが不可能なもの